

青森県道路法施行条例の一部改正

1 改正の経緯

県道の構造の一般的技術的基準については、青森県道路法施行条例（平成24年青森県条例第72号）第3条に定めているところです。

今般、道路法（昭和27年法律第180号）が改正され、同法第28条の21に、歩行者利便増進道路の構造の基準が定められたことに伴い、道路構造令（昭和45年政令第320号）第41条に、歩行者利便増進道路に係る国道の構造の一般的技術的基準が定められました。

このため、県が管理する国道との同一性等を考慮し、歩行者利便増進道路に係る県道の構造の一般的技術的基準を定めるものです。

2 改正の内容

国の基準を県の基準として定めるものです。

3 新旧対照

改正案	現行
(県道の構造の一般的基準) 第3条 法第30条第3項に規定する県道を新設し、又は改築する場合における県道の構造の一般的技術的基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号） <u>第42条第2項</u> において読み替えて準用する同令第5条から第11条の4まで、第13条から第34条まで、第35条第1項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第36条から第38条まで、第39条第1項から第3項まで、第5項及び第6項、 <u>第40条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第41条</u> に定めるところによるものとする。	(県道の構造の一般的基準) 第3条 法第30条第3項に規定する県道を新設し、又は改築する場合における県道の構造の一般的技術的基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号） <u>第41条第2項</u> において読み替えて準用する同令第5条から第11条の4まで、第13条から第34条まで、第35条第1項及び第4項（法第30条第1項第12号に掲げる事項に係る部分を除く。）、第36条から第38条まで、第39条第1項から第3項まで、第5項及び第6項並びに <u>第40条第1項、第2項、第4項及び第5項</u> に定めるところによるものとする。

4 施行期日

公布の日から施行します。